

水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第73号

水道法施行細則の一部を改正する規則

水道法施行細則（平成12年岩手県規則第67号）の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所

氏名

印

（ 法人又は組合にあつては、主  
たる事務所の所在地及び名称  
並びに代表者の氏名 ）

水道事務所の所在地

水道事業変更届

水道法第10条第3項の規定により、水道法施行規則第8条の2第2項に規定する書類を添えて、届け出ます。

(A4)

様式第14号を次のように改める。

様式第14号（第14条関係）

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所

氏名

印

（ 法人又は組合にあつては、主  
たる事務所の所在地及び名称  
並びに代表者の氏名 ）

水道事務所の所在地

水道用水供給事業変更届

水道法第30条第3項の規定により、水道法施行規則第51条の5第2項に規定する書類を添えて、届け出ます。

(A4)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の水道法施行細則（以下「新規則」という。）様式第4号及び様式第14号は、この規則の施行の日以後に提出する届について適用し、同日前に提出した届については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の水道法施行細則の規定により提出されている届は、新規則の規定により提出された届とみなす。